

鉄砲丁団地住宅解体撤去工事

簡易型プロポーザル

募集要項

令和8年9月

津和野町

令和 8 年度 鉄砲丁団地住宅解体撤去工事 簡易型プロポーザル  
募集要項

## 1 主旨

解体工事は、成果物を要しない工事である。また、解体工事は、民間事業者の創意工夫 によって、大きな経済性が発揮される工事である。

この要項は、下記の解体工事に関し、入札によらない契約方法として、簡易的なプロポーザル方式により受注候補者を選定する場合の手続きについて、定めるものである。

なお、簡易型プロポーザル形式について、様式による書面及び資料の提出によりプロポーザルを実施するものである。

## 2 事業の概要

- |           |                                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事の名称 | 令和 8 年度 鉄砲丁団地住宅解体撤去工事（以下「本工事」という。）                                                   |
| (2) 工事の場所 | 島根県鹿足郡津和野町寺田 798 番地                                                                  |
| (3) 工事の概要 | 鉄砲丁団地（昭和 3 2 年度建設 2 棟 6 戸 平屋建て 簡易耐火構造 延べ面積 215.43 m <sup>2</sup> ）の解体工事（詳細は工事仕様書による） |
| (4) 提案上限額 | 13,343,000 円（消費税及び地方消費税を含む）                                                          |
| (5) 履行期限  | 受注者は、令和 9 年 1 月 15 日（金）までに本工事を完了（検査含む）させるものとする。                                      |

## 3 参加資格

- ① 津和野町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年 9 月 25 日告示第 65 号）に基づく入札参加資格であって、「解体工事」の入札参加資格を有する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者。
- ③ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から 3 年を経過している者。
- ④ 津和野町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者。
- ⑤ 本工事に対する工種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく許可を受けている者。
- ⑥ 建設業法第 3 条第 1 項に規定する主たる営業所を津和野町内に有する者。
- ⑦ 施工実績

（1）島根県内の公共工事において、元請として、過去 10 年間（平成 28 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで。以下同じ）に完成した建設工事の種類が「解体工事」、「とび・土木・コンクリート工事」、「建築一式工事」における建築物に係る解体工事とする。（ただし、建築一式工事で受注した工事に含まれる解体工事も対象とするが、解体工事に係る部分の内容が確認できるものに限る。）

（2）津和野町が発注した工事において、過去 10 年間に完成した解体工事、建築一式工事とす

る。

- ⑧ 工事の施工に当たり建設業法第26条に基づく技術者を置くことができる者
- ⑨ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がなされている者。
- ⑩ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされている者。
- ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項から第6項までに該当する団体又は団体に属する者。
- ⑫ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑬ 建設業法第27条の23第1項に基づき、当該業種に関して、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者。
- ⑭ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。
- ⑮ 「8 注意事項」の内容に則した施工ができる者。

※参加資格の有無の確認は、受注候補者決定後に確認する。また、提案書審査項目にある実績等を確認する資料については、事後審査時に提出するものとする。

#### 4 実施スケジュール（予定）

実施スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

| 予定日                              | 内容                            |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 令和8年9月14日（月）                     | 公告（募集要項等の公表）                  |
| 令和8年9月14日（月）<br>令和8年10月5日（月）正午まで | 参加申込書の受付期間 様式第1号              |
| 令和8年9月14日（月）～<br>令和8年9月28日（月）    | 現場見学会<br>※事前に建設課へ連絡し、日程調整すること |
| 令和8年9月14日（月）～<br>令和8年9月29日（火）    | 質問提出 任意様式                     |
| 令和8年10月1日（木）                     | 質問回答 ※HPにて                    |
| 令和8年10月9日（金）正午まで                 | 提案書・見積書受付締切 様式第2号・第3号         |
| 令和8年10月13日（火）                    | 提案書審査実施                       |
| 令和8年10月14日（水）                    | 審査結果通知（受注候補者決定）               |
| 令和8年10月19日（月）まで                  | 事後審査書類提出（候補者のみ）               |
| 令和8年10月20日（火）～<br>令和8年10月21日（水）  | 事後審査期間                        |
| 令和8年10月下旬（予定）                    | 契約締結日（受注者決定）                  |

## 5 提出する書類（紙での提出の場合は各 1 通）

| No. | 内 容   | 様式      |
|-----|-------|---------|
| 1   | 参加申込書 | 様式第 1 号 |
| 2   | 提案書   | 様式第 2 号 |
| 3   | 見積書   | 様式第 3 号 |

## 6 審査方法

提出された書類を下記配点基準に沿って配点し受注候補者を決定する。

|      | 評価項目    |                                      | 評価基準の概要                                                             | 配点                          |
|------|---------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 審査内容 | 施工業者の能力 | 解体工事实績                               | 5 年以内に民間工事を含め解体工事の経験があるか                                            | 5                           |
|      |         | 自社管理監督体制の確立                          | 自社により十分な管理監督体制が確立できるか                                               | 5                           |
|      |         | 産業廃棄物の処理実績<br>（工事完成時にマニフェスト E 票まで添付） | ① 適正に分別解体、産業廃棄物処分できる<br>② 適正に施工できない<br>③ ②でやむを得ない理由がある<br>④ 違法となる提案 | ① 5<br>② -10<br>③ 0<br>④ 失格 |
|      |         | アスベスト除去の実績                           | 5 年以内に、アスベスト除去又はアスベスト建材の除去工事を請負った実績があるか（下請業者による施工でも請負があれば「有」としてよい）  | 5                           |
|      | 技術者の能力  | 主任技術者の解体工事实績                         | 過去 5 年以内に解体工事経験があるか                                                 | 10                          |
|      | 工事提案    | 環境への配慮                               | 作業機器の低騒音及び CO2 低排出への配慮                                              | 5                           |
|      |         |                                      | 現場周辺環境に配慮した施工は可能か<br>（建物外周養生、こまめな水撒き、現場廻り清掃を全て行えるか）                 | 10                          |
|      |         | 安全性への配慮                              | 重機使用時に監視要員（作業者でも可）を配置できるか                                           | 5                           |
|      |         | 福利厚生提案                               | 提案には従業員などへの福利厚生を見込んであるか<br>（福利厚生：休日、休息、従業員の体調管理）                    | 5                           |
|      |         |                                      | 退職金制度の利用はあるか                                                        | 5                           |
|      | 見積書     | 見積金額                                 | 計算式による価格の評価とする。<br>【計算式】<br>40 点 ×（最低見積額 ÷ 当該見積額）<br>※整数未満を切り捨てる    | 40                          |

※法令、本要綱、工事仕様書に則していないと認められるものは審査を行わない事があります。

## 7 契約事項等

- (1) 本工事は積算金額による契約ではない。本仕様書に基づき、一切の手段についてプロポーザル参加者が責任を持って定めるものとする。
- (2) 図面及び工事仕様書による契約とする。ただし、必要に応じて現地確認を行うこと。
- (3) 契約書は、「建設工事請負契約書」を使用する。
- (4) 契約保証金は、請負代金額 500 万円以上の契約については、津和野町契約規則第 22 条 1 項により契約金額の 100 分の 10 以上納付すること。
- (5) 契約に係る前払金、中間払金等、工事保証その他の契約に関する事項については津和野町公共工事請負契約約款による。
- (6) 参加者が 1 者の場合にあっては審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。
- (7) 契約の締結については、プロポーザルにより選定された第 1 優先契約候補者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約（契約を締結した事業者を「受託者」という。）を締結する。

## 8 注意事項

- (1) 関係する法令に従い、適切な手続きと施工を行うこと。
- (2) 工事仕様書及び提出された提案書に則して施工すること。  
※工事仕様書及び提案書に則した施工がされていない場合は、契約解除となることがある。
- (3) 津和野町公共工事請負契約約款に従い、必要な手続き、報告、資料の提出を行うこと。  
※提出書類一覧表を参考とする。
- (4) 工事にあたっては、定められた書類の整備を行い、必要な検査を受けること。
- (5) プロポーザルにて同点が複数ある場合は、追加提案を求める場合がある。
- (6) 審査内容に対する異議申立は受け付けない。
- (7) 審査結果については、契約締結後に特定者（＝契約締結事業者）を公表する。
- (8) プロポーザルに要した費用は参加者負担となる。
- (9) 提出された書類の返却は行わない。
- (10) その他記載無き事項は監督員と協議し誠実に工事を履行すること。

## 9 提出及び連絡先について

津和野町役場 建設課 担当 三浦香織

住 所：〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

T E L：0856-74-0081（直通）

F A X：0856-74-0064

メール：kensetsu@town.tsuwano.lg.jp